

兵庫県公報

平成29年9月29日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第37号）

県の事務に係る技術を統括し、特に重要な事務を管理する職として、技監を設置することとした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第378条の表理事（技術担当）の項を次のように改める。

技監	県の事務に係る技術を統括し、特に重要な事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
----	---

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

決裁規程等の一部を改正する訓令

（決裁規程の一部改正）

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号、第5条第2項第11号から第15号までの規定並びに第12条第2項中「防災監」の右に「、技監」を加える。

第16条第1項中「副知事」の右に「、技監」を加える。

別表第1企画県民部の部人事課の項知事決裁事項の欄13中「会計管理者」の右に「、技監」を加える。

(職員服務規程の一部改正)

第2条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「会計管理者」の右に「、技監」を加える。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第3条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第5項中「理事(技術を担当する者に限る。)」を「技監」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

(出納局決裁規程の一部改正)

- 2 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「防災監」の右に「、技監」を加える。